

地域支援・医薬品供給対応体制について

当院では、厚生労働省の方針に従い、患者様の負担軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に推進しております。

また、近年、一部の医薬品について供給不足や出荷調整が発生していることから、当院では医薬品の供給状況を継続的に把握し、適切な医薬品を安定的に提供できる体制を整備しております。

医薬品の供給不足等が発生した場合には、治療上必要な医薬品を確保するため、同一成分の医薬品や同等の効果が期待できる医薬品への変更など、適切な対応を行います。

なお、医薬品の供給状況によっては、患者様にお渡しする薬剤や処方内容が変更となる場合があります。その際には、医師又は薬剤師が十分に説明を行い、ご理解いただいたうえで対応いたします。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許期間終了後に製造販売される医薬品です。先発医薬品と同一の有効成分を含み、品質、有効性及び安全性が同等であることが確認されています。

当院では、今後も安全で適切な薬物療法を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。